

令和7年度 第1回二宮町地域公共交通活性化協議会 会議次第

日 時：令和7年6月23日（月）

午前10時00分より

場 所：二宮町役場2階 第1会議室

1. 開 会

2. 会長及び副会長の選出について

3. 議 題

- | | |
|-------------------------------|-------|
| (1) にの♥バスの利用状況について | 【資料1】 |
| (2) 地域公共交通確保維持事業に係わる計画について | 【資料2】 |
| (3) にの♥バスの運行事業者の変更について | 【資料3】 |
| (4) にの♥バスの利用促進策について | 【資料4】 |
| (5) にの♥バスの臨時運行について | 【資料5】 |
| (6) 令和6年度歳入歳出決算について | 【資料6】 |
| (7) 令和7年度歳入歳出予算について | 【資料7】 |
| (8) デマンドタクシーの休止期間延長に係る証明書について | 【資料8】 |
| (9) その他 | |

4. 閉 会

配布資料

- ・ 令和7年度 二宮町地域公共交通活性化協議会委員名簿
- ・ 二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱
- ・ 資料1：にの♥バスの利用状況
- ・ 資料2：地域公共交通計画認定申請書
- ・ 資料3：にの♥バスの運行事業者の変更について
- ・ 資料4：にの♥バスの利用促進策について
- ・ 資料5：にの♥バスの臨時運行について
- ・ 資料6：令和6年度 二宮町地域公共交通活性化協議会 歳入歳出決算書
- ・ 資料7：令和7年度 二宮町地域公共交通活性化協議会 歳入歳出予算書
- ・ 資料8：道路運送法に基づく協議が調っていることの証明書(デマンドタクシーの休止期間延長)
- ・ 二宮町地域公共交通計画

このバス利用状況

25年10月から再編

25年10月から再編

R4年10月から再編

資料 1

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
大人	15,492	11,964	7,295	7,512	7,829	10,493	16,456	17,022	14,638	17,022	19,286	21,483	24,636
子ども	662	447	1,472	1,898	1,436	634	950	981	464	180	152	510	2,730
障がい者等	665	536	493	699	648	597	892	920	781	852	990	1,578	1,814
小計	16,819	12,947	9,260	10,109	9,913	11,724	18,298	18,923	15,883	18,054	20,428	23,571	29,180
運行日数	245	244	244	243	243	244	248	243	243	242	243	243	244
1日平均乗車数	68.6	53.1	38.0	41.6	40.8	48.0	73.8	78.0	65.4	74.6	84.1	97.0	119.6
運行経費	12,508,650	12,702,900	12,706,200	12,637,944	12,470,760	15,000,120	15,002,356	12,617,370	14,528,700	15,606,175	14,974,800	15,032,550	16,197,600
運賃収入	2,388,400	1,992,250	1,654,400	1,760,800	1,773,800	2,171,400	2,716,700	2,727,200	2,400,600	2,866,400	3,017,300	3,335,300	3,757,900
町負担額	10,120,250	10,710,650	11,051,800	10,877,144	10,696,960	12,828,720	12,285,656	9,890,170	12,128,100	12,739,775	11,957,500	11,697,250	12,439,700
1人の移動に係る町負担額	602	827	1,193	1,076	1,079	1,094	671	523	764	706	585	496	426

令和5年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	その他	月平均額
大人	1,672	1,700	1,953	1,928	1,963	1,945	1,920	1,792	1,692	1,581	1,654	1,683	21,483	1,790
子ども	11	12	3	28	27	54	42	57	61	54	93	68	510	43
障がい者等	119	128	146	141	122	151	147	134	130	124	104	132	1,578	132
小計	1,802	1,840	2,102	2,097	2,112	2,150	2,109	1,983	1,883	1,759	1,851	1,883	23,571	1,964
運行日数	20	20	22	20	22	20	21	20	20	19	19	20	243	20
1日平均乗車数	90.1	92.0	95.5	104.9	96.0	107.5	100.4	99.2	94.2	92.6	97.4	94.2	97.0	-
運行経費	1,327,980	1,327,980	1,460,778	1,327,980	1,460,778	1,327,980	1,394,379	1,327,980	1,327,980	1,261,581	1,261,581	1,327,923	16,467,550	1,372,296
運賃収入	265,900	307,200	296,200	294,000	286,500	308,400	269,500	286,200	267,300	237,500	249,400	267,200	3,335,300	277,942
国補助金													1,435,000	-
町負担額	1,062,080	1,020,780	1,164,578	1,033,980	1,174,278	1,019,580	1,124,879	1,041,780	1,060,680	1,024,081	1,012,181	1,060,623	11,687,250	974,771
1人の移動に係る町負担額	589	555	554	493	556	474	533	525	563	582	547	563	496	-

令和6年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	その他	月平均額
大人	1,984	2,047	2,053	2,391	1,948	1,990	2,216	2,324	1,977	1,903	1,778	2,025	24,636	2,053
子ども	73	116	135	535	163	627	260	191	160	165	174	131	2,730	228
障がい者等	137	137	147	156	145	168	163	171	153	124	148	165	1,814	151
小計	2,194	2,300	2,335	3,082	2,256	2,785	2,639	2,686	2,290	2,192	2,100	2,321	29,180	2,432
運行日数	21	21	20	22	21	19	22	21	20	19	18	20	244	20
1日平均乗車数	104.5	109.5	116.8	140.1	107.4	146.6	120.0	127.9	114.5	115.4	116.7	116.1	119.6	-
運行経費	1,443,708	1,443,708	1,374,960	1,512,456	1,443,708	1,306,212	1,512,456	1,374,960	1,374,960	1,306,212	1,237,464	1,374,896	18,563,600	1,546,967
運賃収入	393,000	320,500	387,600	380,500	280,100	305,700	319,500	285,000	304,600	266,200	242,300	272,900	3,757,900	313,158
国補助金													2,366,000	-
町負担額	1,050,708	1,123,208	987,360	1,131,956	1,163,608	1,000,512	1,192,956	1,089,960	1,070,360	1,040,012	995,164	1,101,996	12,439,700	1,036,642
1人の移動に係る町負担額	479	488	423	367	516	359	452	406	467	474	474	475	426	-

★乗降者数の合計が多いバス停（上位5箇所）

バス停（乗降者数計）				
	2024年9月	2024年10月	2024年11月	2024年12月
1位	二宮駅北口 (1333)	二宮駅北口 (1488)	二宮駅北口 (1312)	二宮駅北口 (1303)
2位	密蔵院北 (341)	中里 (306)	県営団地入口 (312)	中里 (283)
3位	中里 (285)	県営団地入口 (262)	中里 (285)	県営団地入口 (236)
4位	団地中央 (283)	寿考園前 (256)	寿考園前 (284)	寿考園前 (222)
5位	寿考園前 (280)	団地中央 (231)	団地中央 (222)	山西防災コミュニティセンター (187)

	2025年1月	2025年2月	2025年3月	2025年4月
1位	二宮駅北口 (1103)	二宮駅北口 (1070)	二宮駅北口 (1258)	二宮駅北口 (1315)
2位	中里 (262)	中里 (270)	寿考園前 (272)	寿考園前 (305)
3位	寿考園前 (243)	寿考園前 (236)	中里 (232)	中里 (296)
4位	川勾神社入口 (219)	川勾神社入口 (217)	県営団地入口 (228)	県営団地入口 (277)
5位	県営団地入口 (216)	県営団地入口 (215)	団地中央 (170)	団地中央 (256)

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 二宮町地域公共交通活性化協議会
住 所 二宮町二宮 961 番地
代表者氏名 会長 梶田 佳孝

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

令和7年6月 日

(名称) 二宮町地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

二宮町は、JR東海道本線の二宮駅を起点とし、国道1号と県道71号（秦野二宮線）を軸とした路線バスを中心に、タクシー、コミュニティバスにより構成される公共交通機関網が広がっている。

これらの公共交通機関網は、駅や大規模商店、病院などを利用する町民のうち、特に車を運転できない方の日常生活を維持する上で必要不可欠なものである。

しかし、自家用車の普及と近年深刻化している人口減少により、利用者の減少や運転手の不足に起因した路線の縮小などが発生している。

このような中、路線の縮小や地形的要因（急傾斜地）で発生した公共交通空白不便地域の生活の足を確保するため、平成25年度にコミュニティバスの再編を行ったうえデマンド型交通を導入した。

しかし、デマンド型交通は、利用促進策を実施しても利用実績が目標値に遠く及ばず、導入地域からもコミュニティバスの利用希望が多くなったため、平成29年9月末をもって休止とし、デマンド型交通を導入していた地域を含めコミュニティバスの再編を行った。

コミュニティバスの再編に際し、停留所の設置箇所やルート、ダイヤを再設定したほか、町民がコミュニティバスを乗り支える仕組みや利用実績を把握できるシステムを導入するとともに、令和4年10月からは、コミュニティバス利用者の利便性向上のため、町北部の大規模小売店舗を經由するようルートを延伸し、ダイヤの再編を行った。

今後、さらなる高齢化の到来や路線バスをはじめとした運転手の不足が見込まれる中、いわゆる交通弱者の生活の足を確保していくことの必要性から、町は令和5年度に二宮町地域公共交通計画を策定し、町内公共交通ネットワークにおけるコミュニティバスの位置づけと役割を明らかにし、地域公共交通確保維持改善事業により地域公共交通を確保・維持を図ることとしている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- コミュニティバス1日あたりの平均利用数（年平均） 135人/日
（計画策定時の実績 84.1人/日）
- コミュニティバスの割引手形・回数券の購入数（年間合計） 470人/年
（計画策定時の実績 298人/年）
- 路線バス（地域間幹線系統）1日あたりの平均利用者数（年平均） 84人/日
（計画策定時の実績 81.4人/日）
- 外出に困難を感じている人の割合 15.0%
（計画策定時の実績 19.6%）
- 公共交通に関する満足度 3.0点/5点満点
（計画策定時の実績 2.63点/5点満点）
- 外出が週1回以下の高齢者割合 10.0%
（計画策定時の実績 14.2%）
- 二宮町内の免許証返納者数（年間合計） 160人/年
（計画策定時の実績 125人/年）

（二宮町地域公共交通計画 P32 参照）

(2) 事業の効果
今後増大する高齢者を中心とする交通弱者や交通不便地域（山西地区及び富士見が丘・松根地区）の、日常生活に必要な移動手段が確保される。また、他の公共交通機関と連携するため、交通結節点を中心とした運行をすることで、交通弱者等の移動範囲が拡大したり社会参画が促進されたりして、結果として地域の活性化が期待できる。さらに、割引手形などの乗り支える仕組みを導入することで、交通弱者以外の方にも利用が促進され、現在の公共交通を維持する「乗り支える意識」の醸成を図る。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・バス停ごとの乗降データを活用し、実績に応じた利用促進策及びバス停・バスルートの改編を検討する。（二宮町、地域住民） ・高齢者に対する乗り方教室の開催を含めた利用促進を行う。（二宮町） ・妊産婦の母子手帳配布時や8か月面談時に利用促進を行う。（二宮町） ・町制施行90周年記念イベント及び湘南にのみやふるさとまつりの開催日に臨時運行を実施し、これまで利用の無かった層への周知と利用促進を行う。 ・バス車内に保育園児の絵を掲載し、保育園を通じて保護者への周知を行う。（二宮町、各保育園） ・沿線の中学校に利用促進を行う。（二宮町）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者
表1を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
【費用総額】15,545千円 二宮町は、運行事業者の運行経費から、運行収入及び国庫補助金等を差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数の把握のため運行事業者よりデータを取得 ・毎年度実施する町民アンケートに公共交通に関する質問を掲載
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要
【地域間幹線システムのみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
【地域間幹線システムのみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線システムのみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダーシステムのみ】
表5を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論

平成 23 年 8 月 4 日	協議会設立・事業内容についての協議
平成 24 年 1 月 18 日	ワークショップ、地域公共交通計画の協議
平成 24 年 2 月 21 日	地域公共交通における目標・基本方針の決定
平成 24 年 6 月 28 日	二宮町における地域公共交通施策の協議
平成 24 年 10 月 24 日	地域公共交通計画施策の検討、モビリティ・マネジメントの実施協議
平成 24 年 12 月 18 日	二宮町地域公共交通計画素案の検討
平成 25 年 2 月 22 日	二宮町地域公共交通計画（案）、生活交通ネットワーク計画（案）の協議
平成 25 年 6 月 26 日	生活交通ネットワーク計画の協議
平成 25 年 8 月 28 日	デマンドタクシーの運行、コミュニティバスの再編の協議
平成 26 年 3 月 28 日	デマンドタクシー・コミュニティバスの運行状況報告
平成 26 年 6 月 26 日	生活交通ネットワーク計画の協議
平成 27 年 2 月 19 日	コミュニティバス・デマンドタクシーの利用状況等の報告
平成 27 年 6 月 22 日	生活交通確保維持改善計画の協議
平成 28 年 1 月 29 日	平成 27 年度事業評価の協議（書面協議）
平成 28 年 3 月 28 日	コミュニティバス・デマンドタクシーの利用状況の報告
平成 28 年 6 月 30 日	生活交通確保維持改善計画の協議（書面協議）
平成 28 年 7 月 21 日	コミュニティバス及びデマンドタクシーの見直し方向性の協議
平成 28 年 12 月 21 日	デマンドタクシーの休止及びコミュニティバス再編の協議
平成 29 年 1 月 24 日	平成 28 年度事業評価の協議（書面協議）
平成 29 年 3 月 9 日	コミュニティバス運行ルート・時刻表、乗り支える仕組み導入の協議
平成 29 年 5 月 19 日	コミュニティバス運行計画、二宮町地域公共交通計画の協議
平成 29 年 6 月 28 日	コミュニティバス運行計画の修正協議（書面協議）
平成 29 年 8 月 31 日	生活交通確保維持改善計画の協議
平成 30 年 1 月 31 日	平成 29 年度事業評価の協議（書面協議）
平成 30 年 2 月 15 日	二宮町地域公共交通計画（中期施策）、バスの愛称の協議
平成 30 年 6 月 14 日	コミュニティバス運行計画、生活交通確保維持改善計画の協議
平成 31 年 1 月 23 日	平成 30 年度事業評価の協議
令和元年 6 月 17 日	コミュニティバス運行計画、生活交通確保維持改善計画の協議
令和元年 11 月 18 日	地域公共交通計画（後期施策）、交通実態調査アンケートの協議
令和 2 年 1 月 29 日	令和元年度事業評価の協議
令和 2 年 7 月 27 日～30 日	生活交通確保維持改善計画の協議（書面協議）
令和 3 年 1 月 15 日～25 日	令和 2 年度事業評価の協議（書面協議）
令和 3 年 6 月 22 日	生活交通確保維持改善計画の協議等
令和 4 年 1 月 26 日	令和 3 年度事業評価の協議等
令和 4 年 6 月 24 日	生活交通確保維持改善計画の協議等、本計画について承認済み
令和 4 年 11 月 8 日～25 日	地域公共交通計画の策定に係る協議等（書面協議）
令和 5 年 1 月 27 日	令和 4 年度事業評価の協議等
令和 5 年 6 月 23 日	生活交通確保維持改善計画の協議等、本計画について承認済み
令和 5 年 7 月 24 日～31 日	普通旅客運賃の割引の変更について（書面協議）
令和 5 年 10 月 10 日	地域公共交通計画の策定に係る協議等
令和 6 年 1 月 26 日	令和 5 年度事業評価の協議等
令和 6 年 6 月 27 日	地域公共交通計画認定申請（地域公共交通確保維持事業に係る計画）に係る協議等
<u>令和 6 年 12 月 9 日</u>	<u>コミュニティバス運行事業者名の変更等</u>
<u>令和 7 年 1 月 23 日</u>	<u>令和 6 年度事業評価の協議等</u>
<u>令和 7 年 6 月 23 日</u>	<u>地域公共交通計画認定申請（地域公共交通確保維持事業に係る計画）に係る協議等</u>

19. 利用者等の意見の反映状況

平成 23 年度	・町民アンケート調査（9 月）・町民ワークショップ（11 月～12 月）
平成 24 年度	・地区別懇談会及び地区別アンケート（6～9 月） ・二宮駅マイカー送迎モビリティ・マネジメント（11 月～2 月） ・町民意見募集（1～2 月）
平成 25 年度	・地区説明会（5 月・9 月）・地区役員との意見交換会（随時）
平成 26 年度	・地区役員との意見交換会（随時）・モビリティ・マネジメント（10 月）
平成 27 年度	・地区役員との意見交換会（随時） ・コミュニティバス・デマンドタクシー利用意向アンケート調査（2 月）
平成 28 年度	・地区役員との意見交換会（随時）・見直しに向けた意見交換会（9 月・11 月） ・コミュニティバス運行ルート（案）及び時刻表（案）に対する意見募集（12 月～1 月）
平成 29 年度	・地区役員との意見交換会（随時）
平成 30 年度	・地区役員との意見交換会（随時）
令和元年度	・コミュニティバス車内における利用者アンケート（8 月）
令和 2 年度	・町民アンケート調査（12 月）
令和 3 年度	・地区説明会及び利用者アンケート（令和 3 年 11 月～令和 4 年 1 月）
令和 5 年度	・町民アンケート調査及びコミュニティバス利用者アンケート調査（6 月）

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）神奈川県中郡二宮町二宮 961

（所 属）二宮町政策部企画政策課（協議会事務局）

（氏 名）松崎 耕太

（電 話）0463-71-3312 内線 361

（e-mail）kikaku@town.ninomiya.kanagawa.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内ライダーシステム）

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内ライダーシステム系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)		
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・ 9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保
二宮町	神奈中タクシー株式会社	(1) 二宮町コミュニティバス1(右循環)	二宮駅北口	山西小学校前・富士岡が丘児童館前・山五児童館前	二宮駅北口	12.8km 循環	242日	484回			路線定期運行	②(2)	③
			二宮駅北口	富士岡が丘児童館前・山西小学校前	二宮駅北口	13.2km 循環	242日	484回			路線定期運行	②(2)	③
			二宮駅北口	峠公園・西公園前	二宮駅北口	12.3km 循環	242日	484回			路線定期運行	②(2)	③
			二宮駅北口	西公園前・峠公園	二宮駅北口	12.7km 循環	242日	484回			路線定期運行	②(2)	③
						往 km 復 km	日	回					
		(5)											

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内ライダーシステムに係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内ライダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	二宮町
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	2858
交通不便地域等	540

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
412	富士見が丘地区	関東運輸局長指定
128	山西地区	関東運輸局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
二宮町地域公共交通計画	令和6年3月	

(1)記載要領

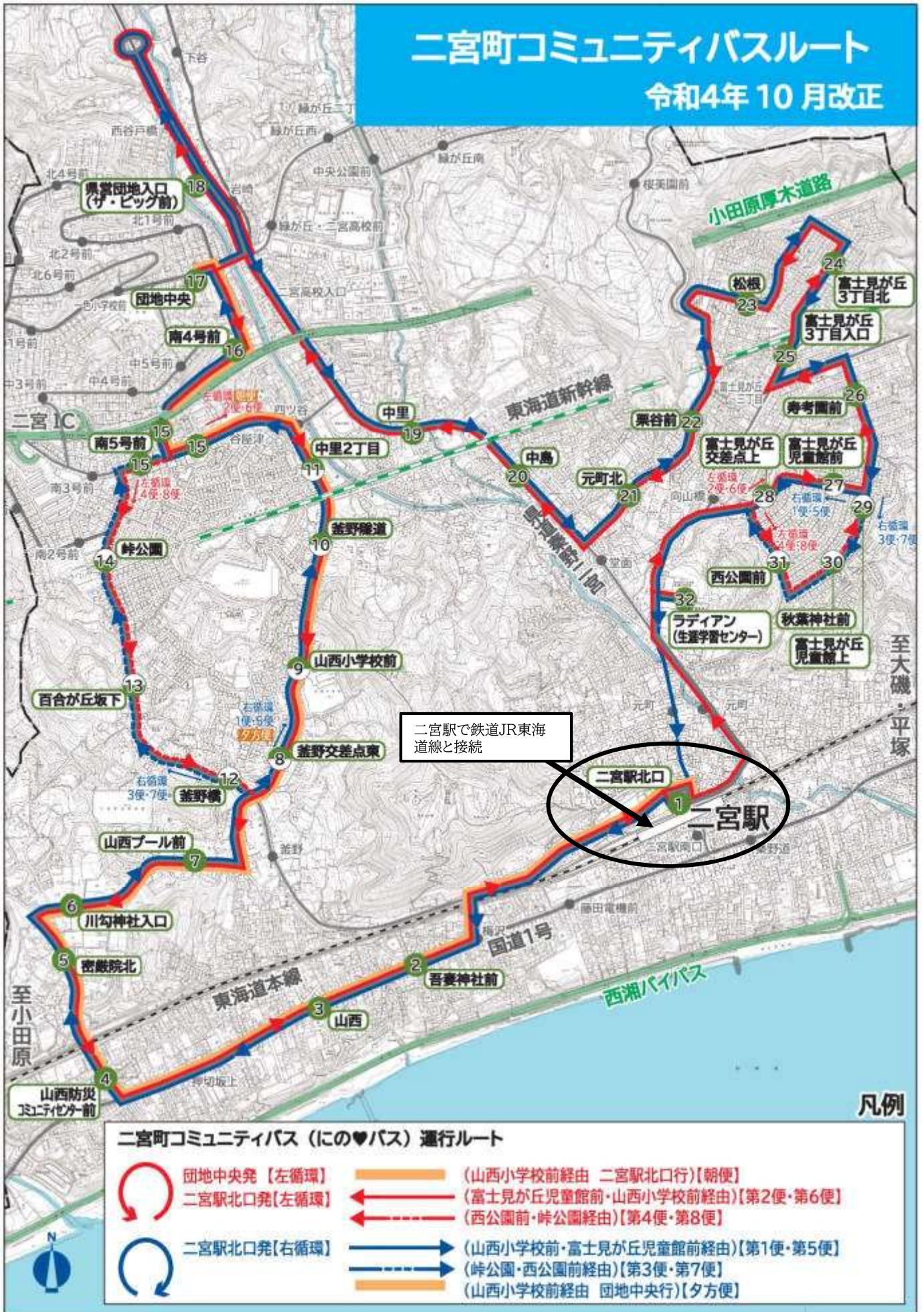
1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑩))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

二宮町コミュニティバスルート










令和4年10月改正



二宮駅で鉄道JR東海道線と接続



二宮町コミュニティバス (にの♡バス) 運行ルート

-  団地中央発【左循環】
-  二宮駅北口発【左循環】
-  二宮駅北口発【右循環】
-  (山西小学校前經由 二宮駅北口行)【朝便】
-  (富士見が丘児童館前・山西小学校前經由)【第2便・第6便】
-  (西公園前・峠公園經由)【第4便・第8便】
-  (山西小学校前・富士見が丘児童館前經由)【第1便・第5便】
-  (峠公園・西公園前經由)【第3便・第7便】
-  (山西小学校前經由 団地中央行)【夕方便】

凡例

(平日)

申請番号(2)

申請番号(4)

申請番号(2)

二宮町コミュニティバス
2022年10月03日改正

申請番号(4)

	朝便	第2便	第4便	第6便	第8便
二宮駅北口		09:36	11:36	14:36	17:36
ラディアン		09:38	11:38	14:38	17:38
西公園前			11:41		17:41
秋葉神社前			11:42		17:42
富士見が丘児童館上			11:43		17:43
富士見が丘交差点上		09:42		14:42	
富士見が丘児童館前		09:43		14:43	
寿考園前		09:44	11:44	14:44	17:44
富士見が丘3丁目入口		09:45	11:45	14:45	17:45
富士見が丘3丁目北		09:46	11:46	14:46	17:46
松根		09:48	11:48	14:48	17:48
栗谷前		09:49	11:49	14:49	17:49
元町北		09:50	11:50	14:50	17:50
中島		09:51	11:51	14:51	17:51
中里		09:52	11:52	14:52	17:52
県営団地入口		09:54	11:54	14:54	17:54
団地中央	08:00	10:00	12:00	15:00	18:00
南4号前	08:01	10:01	12:01	15:01	18:01
南5号前	08:02	10:02	12:02	15:02	18:02
峠公園			12:03		18:03
百合が丘坂下			12:04		18:04
釜野橋			12:05		18:05
中里2丁目	08:03	10:03		15:03	
釜野隧道	08:04	10:04		15:04	
山西小学校前	08:05	10:05		15:05	
釜野交差点東	08:05	10:05		15:05	
山西プール前	08:06	10:06	12:06	15:06	18:06
川勾神社入口	08:07	10:07	12:07	15:07	18:07
密蔵院北	08:08	10:08	12:08	15:08	18:08
山西防災コミュニティセンター前	08:09	10:09	12:09	15:09	18:09
山西	08:10	10:10	12:10	15:10	18:10
吾妻神社前	08:11	10:11	12:11	15:11	18:11
二宮駅北口	08:15	10:15	12:15	15:15	18:15

申請番号(1)

申請番号(3)

申請番号(1)

申請番号(3)

	第1便	第3便	第5便	第7便	夕方便
二宮駅北口	08:45	10:45	13:45	16:45	18:30
吾妻神社前	08:47	10:47	13:47	16:47	18:32
山西	08:48	10:48	13:48	16:48	18:33
山西防災コミュニティセンター前	08:49	10:49	13:49	16:49	18:34
密蔵院北	08:50	10:50	13:50	16:50	18:35
川勾神社入口	08:51	10:51	13:51	16:51	18:36
山西プール前	08:52	10:52	13:52	16:52	18:37
釜野交差点東	08:53		13:53		18:38
山西小学校前	08:54		13:54		18:39
釜野隧道	08:54		13:54		18:39
中里2丁目	08:55		13:55		18:40
釜野橋		10:52		16:52	
百合が丘坂下		10:53		16:53	
峠公園		10:55		16:55	
南5号前	08:56	10:56	13:56	16:56	18:41
南4号前	08:57	10:57	13:57	16:57	18:42
団地中央	09:00	11:00	14:00	17:00	18:45
県営団地入口	09:02	11:02	14:02	17:02	
中里	09:08	11:08	14:08	17:08	
中島	09:09	11:09	14:09	17:09	
元町北	09:10	11:10	14:10	17:10	
栗谷前	09:11	11:11	14:11	17:11	
松根	09:12	11:12	14:12	17:12	
富士見が丘3丁目北	09:14	11:14	14:14	17:14	
富士見が丘3丁目入口	09:15	11:15	14:15	17:15	
寿考園前	09:16	11:16	14:16	17:16	
富士見が丘児童館前	09:17		14:17		
富士見が丘交差点上	09:18		14:18		
富士見が丘児童館上		11:17		17:17	
秋葉神社前		11:18		17:18	
西公園前		11:18		17:18	
ラディアン	09:20	11:20	14:20	17:20	
二宮駅北口	09:24	11:24	14:24	17:24	

表 1 添付書類

運行系統名等（申請番号）	該当する便
(1) 二宮町コミュニティバス 1（右循環）	第 1 便、第 5 便
(2) 二宮町コミュニティバス 1（左循環）	第 2 便、第 6 便
(3) 二宮町コミュニティバス 2（右循環）	第 3 便、第 7 便
(4) 二宮町コミュニティバス 2（左循環）	第 4 便、第 8 便

指定を受けようとする地域を示した地図

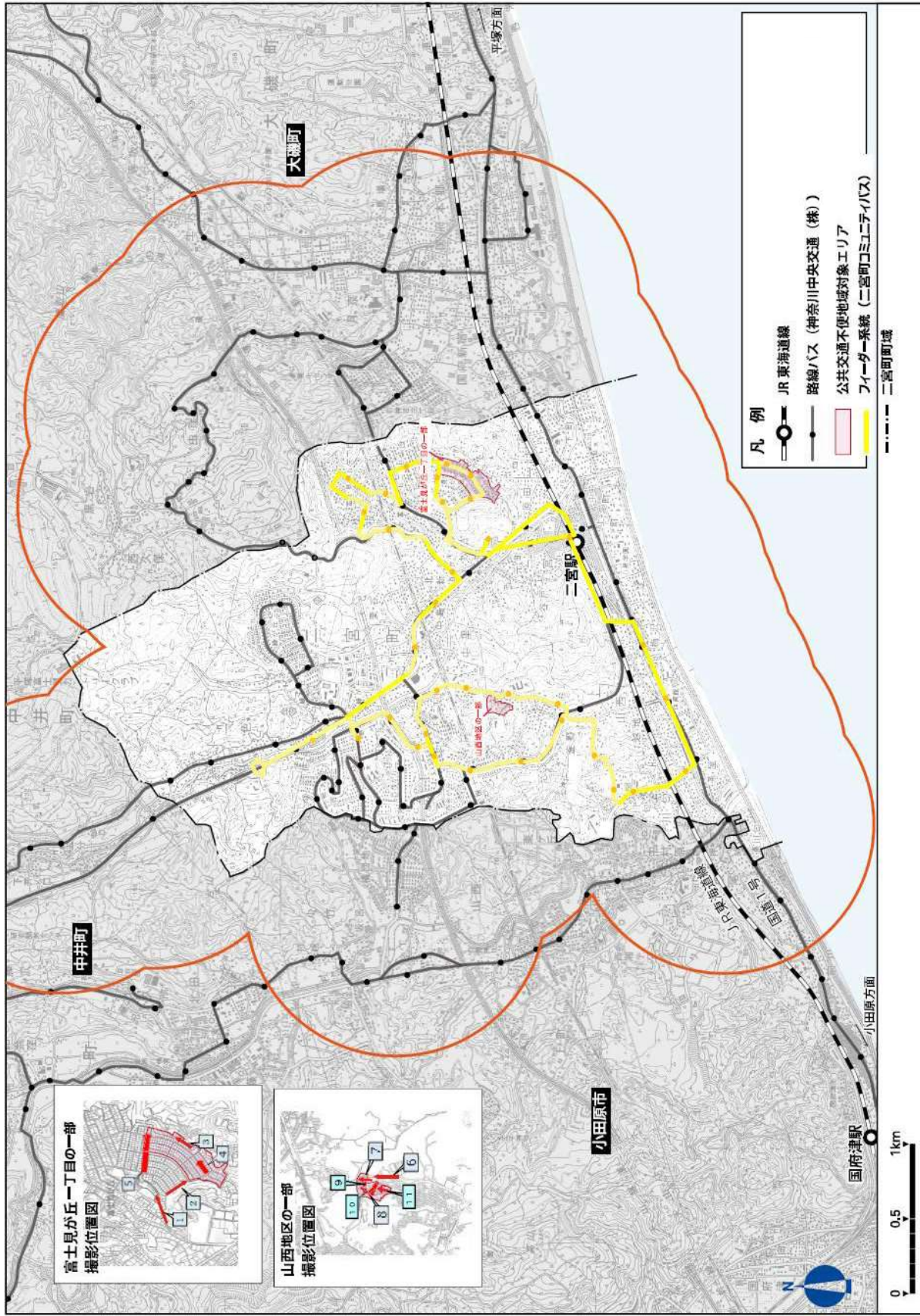
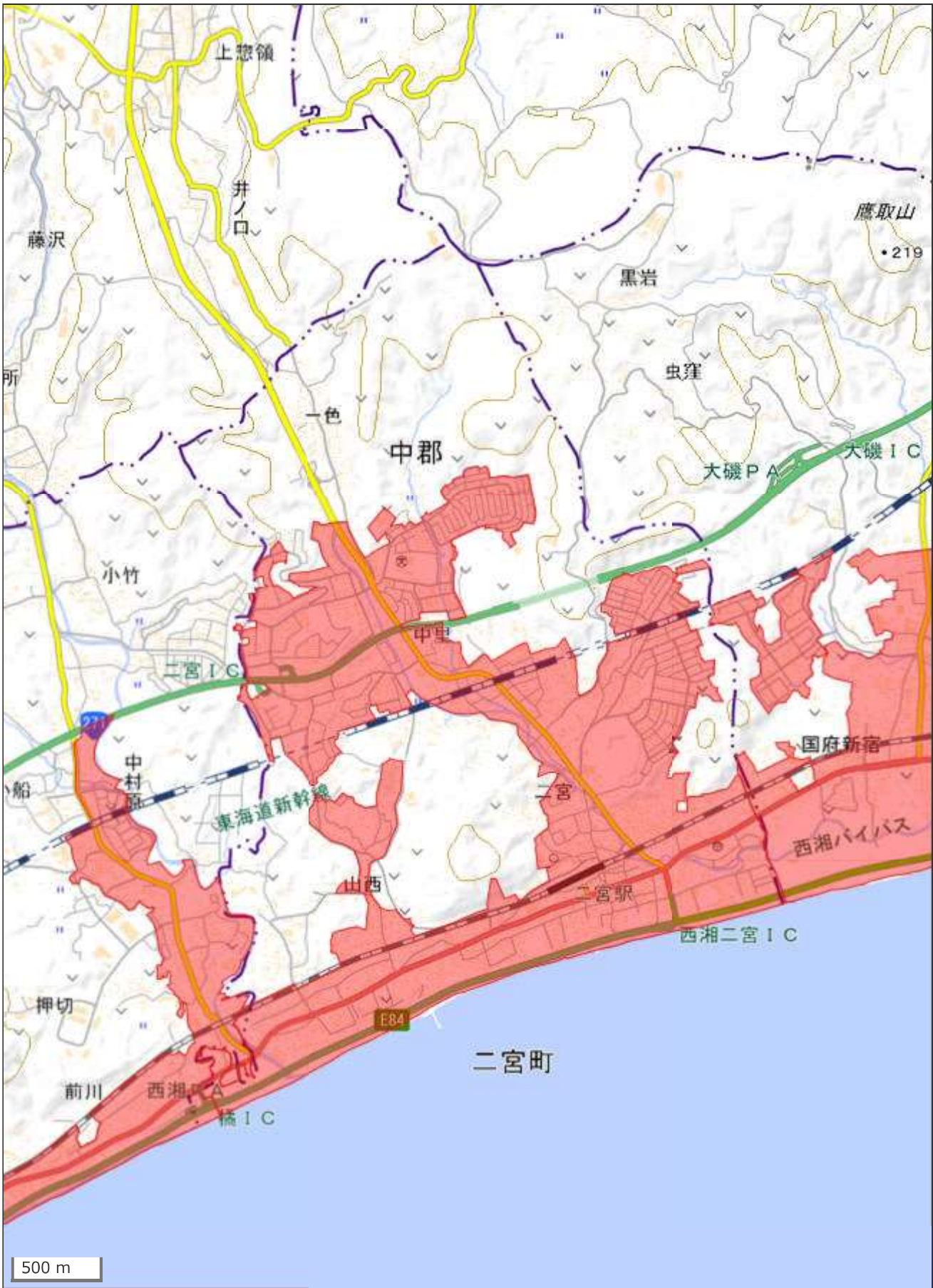


表 5 関連資料 人口集中地区以外の地区の地図 (非赤色着色箇所)



二宮町地域公共交通計画

地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
二宮町地域公共交通計画 1 ページ、16 ページ
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
二宮町地域公共交通計画 16 ページ、19 ページ
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
二宮町地域公共交通計画 20 ページ
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
二宮町地域公共交通計画 32 ページ～34 ページ

（添付資料）

- ・上記記載の地域公共交通計画の該当ページ（写し）

※ご参考

- ・要綱第17条第1項

陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

町内循環バス運行事業者の変更について

1 概要

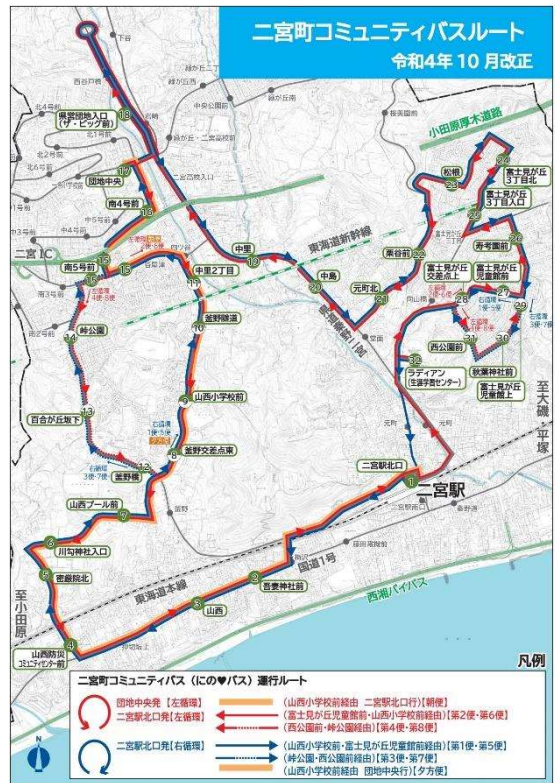
本町が神奈川中央交通株式会社に委託運行している町内循環バス「にの♡バス」について、同社より委託先を神奈中タクシー株式会社へ移行したいとの申し出がありました。

この移行に伴い、運行ルートやダイヤ、運行サービス水準（ICカード・バスロケーションシステム等）等の運行内容に変更はありませんが、新たに神奈中タクシー株式会社で認可を得るためには、道路運送法に基づき下図のとおり協議が必要となることから、運行内容等に関する事項を協議願います。

なお、運賃に関する事項については、6月4日に書面開催した「令和7年度第1回二宮町地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会」で協議が整っています。

協議事項	協議する場
運行内容等に関する事	令和7年度第1回二宮町地域公共交通活性化協議会
運賃に関する事	令和7年度第1回二宮町地域公共交通活性化協議会 運賃協議分科会

運行概要



運行系統 (※運行ルートは右図参照)	運行距離	1日の運行数	運行日	運賃	その他備考
(1) 朝便	5.6km	1便	平日のみ運行	大人 200円 子ども (小中学生) 100円 障がい者 半額 未就学児 無料	○令和6年10月より交通系ICカード決済が可能となっている。 ○使用車両は日野ポンチョ(1ドア・定員は乗務員除き33名)
(2) 右循環(山西小学校前・富士見が丘児童館前 経由)	12.8km	2便			
(3) 左循環(富士見が丘児童館前・山西小学校前 経由)	13.2km	2便			
(4) 右循環(峠公園・西公園前 経由)	12.3km	2便			
(5) 左循環(西公園前・峠公園 経由)	12.7km	2便			
(6) 夕方便	5.5km	1便			

(案)

道路運送法に基づく協議が調っていることの証明書

令和7年6月23日付二宮町地域公共交通活性化協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 運行の様態

路線定期運行

2. 協議が調った事項

運行事業者 : 神奈中タクシー株式会社

運行開始日 : 令和7年10月1日

廃止運行事業者 : 神奈川中央交通株式会社

運行終了日 : 令和7年9月30日

3. 協議が調っている路線及び運行系統

(1) 路線

別添路線図のとおり

(2) 運行系統

二宮町コミュニティバス

- ・二宮駅北口～山西小学校～団地中央
- ・二宮駅北口～山西小学校・県営団地入口・富士見が丘児童館前～二宮駅北口
- ・二宮駅北口～峠公園・県営団地入口・西公園前～二宮駅北口

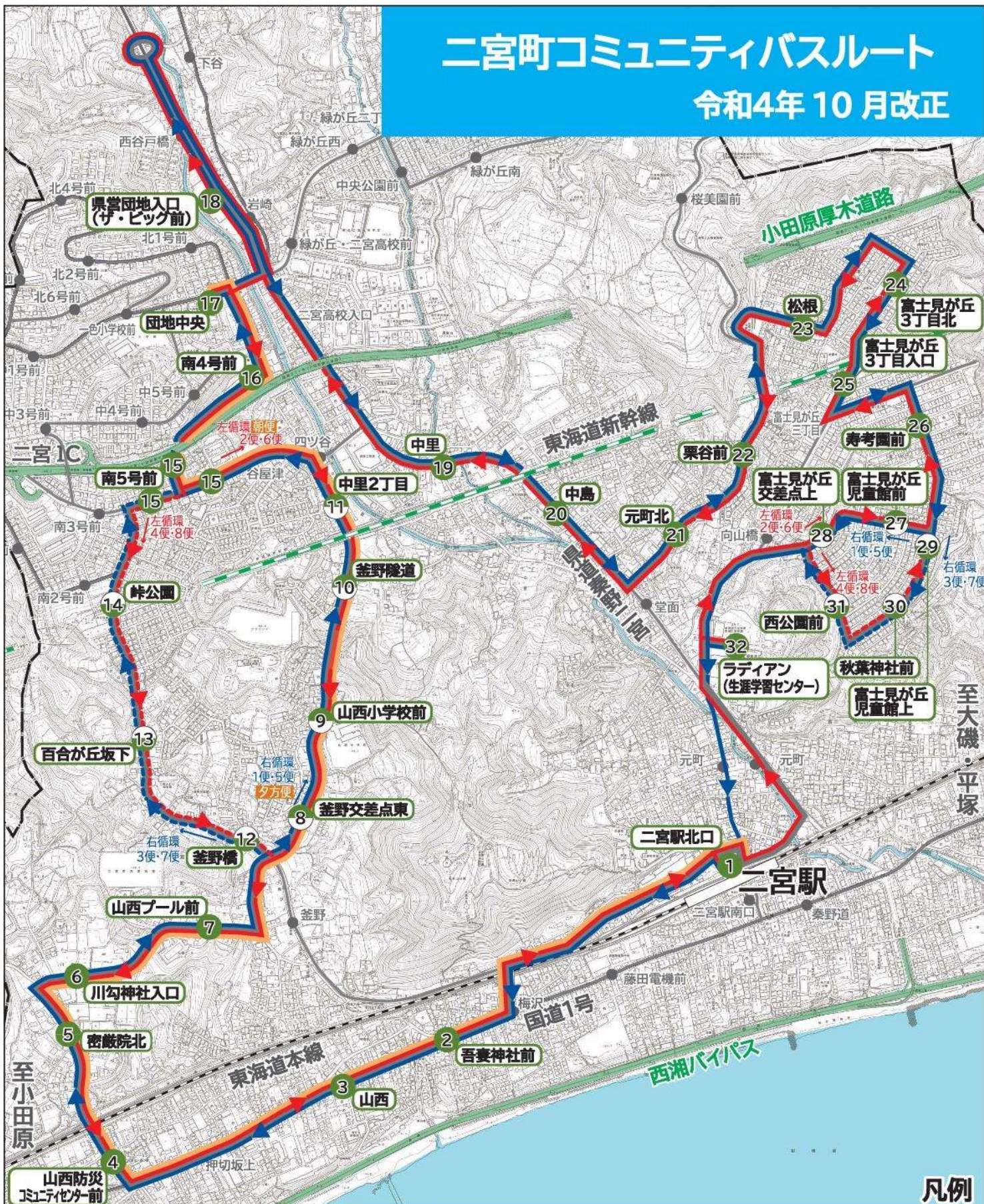
令和7年6月23日

二宮町地域公共交通活性化協議会

会長 梶田佳孝

二宮町コミュニティバスルート

令和4年10月改正



二宮町コミュニティバス (にの♡バス) 運行ルート

- | | | | |
|--|-------------|--|-------------------------------|
| | 団地中央発【左循環】 | | (山西小学校前経由 二宮駅北口行)【朝便】 |
| | 二宮駅北口発【左循環】 | | (富士見が丘児童館前・山西小学校前経由)【第2便・第6便】 |
| | 二宮駅北口発【右循環】 | | (山西小学校前・富士見が丘児童館前経由)【第1便・第5便】 |
| | | | (峠公園・西公園前経由)【第3便・第7便】 |
| | | | (山西小学校前経由 団地中央行)【夕方便】 |

凡例



にの♥バスの利用促進策について

昨年度の第3回協議会（令和7年1月23日開催）にてご協議いただいた利用促進策等について、現時点での経過をご報告しますので、改めて内容についてご協議願います。

継続事業

利用促進策	令和7年度の実施方針	現時点での取り組み状況
①高齢者を対象としたお試し乗車	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の方々に直接具体的なコースを提案できる機会は重要であるため、令和7年度も継続する。 ・講座の参加者に対し、にの♥バスの利用状況を伺うなどしながら意見を伺い、無料券を2枚配布することと併せて、積極的な利用を呼びかける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の通いの場にて、6月に1回の講座を実施。（百合が丘地区）（資料4 - 別紙1を参照） ・講座の参加者には、コミバス無料券を2枚配布し、積極的な利用を呼びかけた。
②妊産婦向けの周知	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代ににの♥バスを知っていただく貴重な機会となっているため、令和7年度も継続して実施する。 ・現時点では利用数が少ないため、担当部署との情報共有を図り、利用してもらえる方法を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦に対し、母子手帳配布と8か月面談の際にそれぞれ2枚の無料券を配布している。
③バス停時刻表の改善について	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の利便性向上の一環として、庁舎やラディアンといった公共施設に、特に利用率の高いバス停の時刻表を配架することを検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町のホームページにバス停毎の時刻表を掲載する予定。（資料4 - 別紙2を参照）
④保育園児による絵画等の車内展示	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度も継続して実施するため、年度当初の園長会議で周知を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・5月26日（月）に開催された園長会議で、職員より改めて概要の説明をした。（資料4 - 別紙3を参照）
⑤二宮西中学校への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1～12月の小人利用者数・割合は前年から増加している。 【1月～12月の増減】 (322人→2,389人/1.41%→8.51%) 【7月～9月（無料期間）を除いた数値】 (213人→1,072人/1.29%→5.38%) ・今後も通学等で利用していただけるよう、同様に周知を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・例年どおり、来年1月に実施予定。

⑥町広報紙での周知	・令和7年度についても広報9月号でのの♥バスについて特集記事として掲載予定。	・広報7月号でのの♥バスの特集記事と継続事業⑦について掲載予定。(資料4 - 別紙4を参照)
⑦夏季期間における小人運賃無料化	・令和7年度も無料化を実施する方針だが、通学に使用する子供が朝便に集中し乗車ができない状況もあったことから、夏休み期間中のみ実施するなど、期間の再検討を行う。	・夏休み期間中のみ実施予定。 ・無料化の実施に関する案内を広報にのみや7月号に掲載する予定。 ・ちらしを作成し、町内の小中学校に配布し、町ホームページにも掲載を行う予定。(資料4 - 別紙5を参照)
⑧交通系 IC カード決済 端末の導入	・今後も運用を継続する。	・運用を継続中。
⑨湘南にのみやふるさとまつりでの臨時運行	・普段にの♥バスを利用されない方も利用されており、周知効果もあったことから、令和7年度も継続して実施を検討する。	・議題5にて改めて内容を協議。

令和7年度からの新規事業

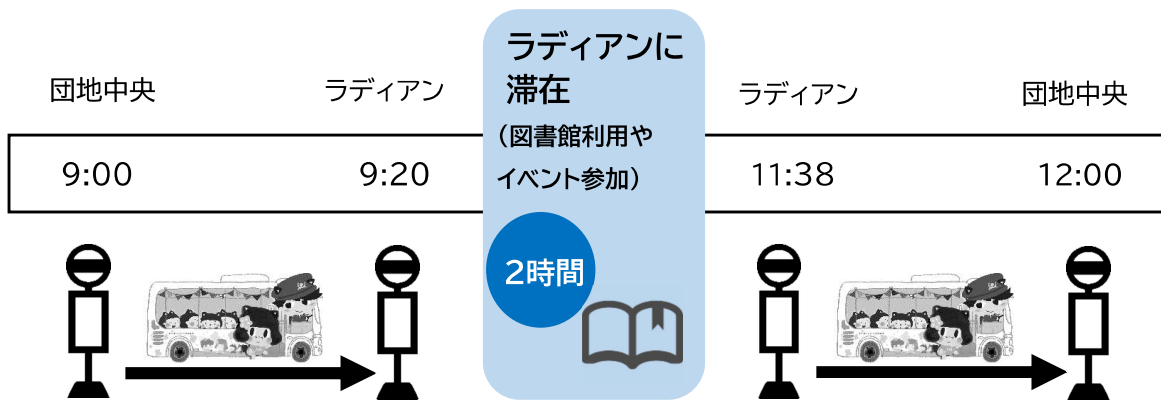
利用促進策	令和7年度の実施方針	現時点での取り組み状況
①町制 90 周年記念式典等における臨時運行	・二宮町が令和7年11月3日(月)で町制90周年を迎えるにあたり、当日ラディアンにて式典等を実施するため、当日(祝日)にの♥バスの臨時運行を検討する。	・議題5にて改めて内容を協議。
②コミュニティバスのPR動画の作成	・町のホームページにの♥バスのPR動画を掲載し、小学生向けの教科書副読本(デジタル教科書)で、リンクから児童が動画を閲覧できるようにすることで啓発を図る。	・動画を撮影し、編集作業中。



百合が丘地区の皆さん！ 「にの♡バス」を使って お出かけしてみませんか？

二宮町企画政策課(0463-71-3312)

「にの♡バス」を使ったお出かけコース例(※平日のみ)



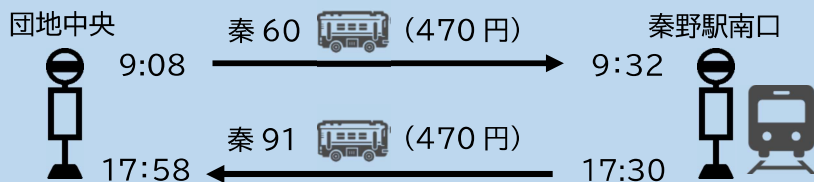
★「にの♡バス」の運賃は、どこから乗ってどこで降りても、**200円均一**です！

※運行ダイヤや運行ルート等、にの♡バスの詳細は別紙をご覧ください。

★神奈中バスもご利用ください！

厚木・海老名方面へのお出かけ等、秦野駅へ行く際は、神奈中バスが便利です。

神奈中バスを使ったお出かけ例 (※平日ダイヤ)

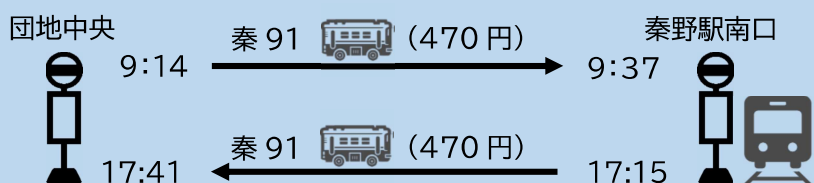


詳しくはバス停時刻表や
HPをご確認ください！



©東京ハイジ/二宮町

神奈中バスを使ったお出かけ例 (※土・休日ダイヤ)



※令和7(2025)年6月11日現在のダイヤです。
ご利用の際は、最新の時刻表をバス停やHPでご確認ください。

※神奈中バスに関する問い合わせはこちら：
神奈川中央交通(株)秦野営業所
0463-81-1803

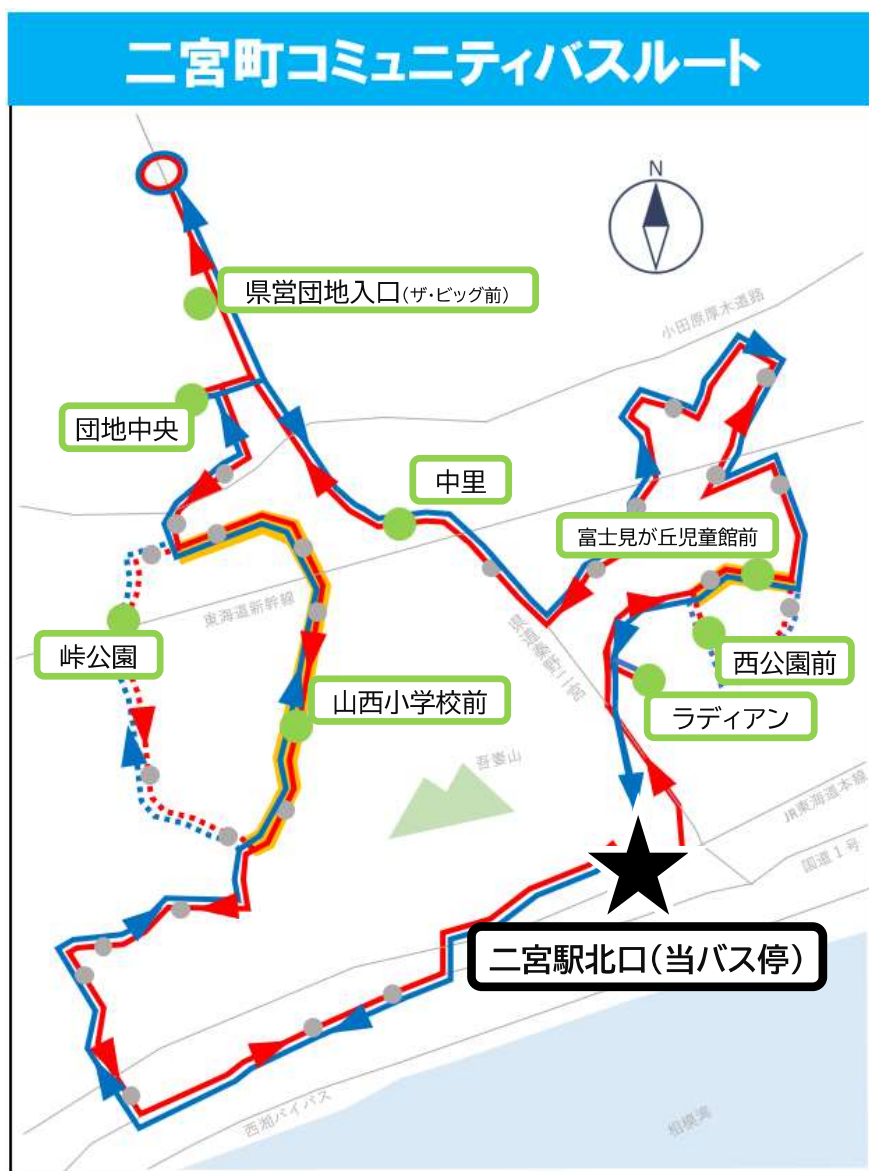
時刻表

(令和4年10月～)

平日 ※土日祝・年末年始(12/29～1/3)は運休します。

便	時刻	経由地、行き先(右循環)	便	時刻	経由地、行き先(左循環)
1便	8:45	山西小学校前・富士見が丘児童館前經由(—●—)、 二宮駅北口行	2便	9:36	富士見が丘児童館前・山西小学校前經由(—●—)、 二宮駅北口行
3便	10:45	峠公園・西公園前經由(—●—)、 二宮駅北口行	4便	11:36	西公園前・峠公園經由(—●—)、 二宮駅北口行
5便	13:45	山西小学校前・富士見が丘児童館前經由(—●—)、 二宮駅北口行	6便	14:36	富士見が丘児童館前・山西小学校前經由(—●—)、 二宮駅北口行
7便	15:15	峠公園・西公園前經由(—●—)、 二宮駅北口行	8便	17:36	西公園前・峠公園經由(—●—)、 二宮駅北口行
夕方便	18:30	山西小学校前經由(—●—)、二宮駅北口行			

※道路混雑のためダイヤどおり運行できないことがあります。
また、台風や積雪等により運行できないことがありますのでご了承ください。



運賃(後払い)

大人
200円

※各種障がい者手帳の交付を受けている方と介護人などは半額(100円)

子ども
(中学生以下)
100円

※各種障がい者手帳の交付を受けている方と介護人などは半額(50円)

未就学児
無料

<お問合せ先>

運行状況・忘れ物等について

：神奈川中央交通(株)秦野営業所

0463 (81) 1803

ダイヤ・運賃・コミュニティバス事業等について：二宮町都市整備課

0463 (71) 5956

にの♡バスに絵画等を 展示いただけます！



二宮町では、交通不便地域の生活の足の確保と公共交通機関の利用促進を図るため、コミュニティバス（にの♡バス）を運行しています。にの♡バスの認知度と利用率を向上させるため、町内保育園児童の絵画等を車内に展示できるようになりました。

ぜひ、園児達の日頃の活動周知の一環としてご活用ください。

掲示までの流れ

- ①電話で保育園名、掲示希望期間、掲示物の大きさと枚数をお知らせください。
- ②担当課で掲示の可否および期間を決定し、お知らせいたします。
- ③担当課が掲示物を保育園まで取りに伺います。
- ④にの♡バス車内に掲示を行います。（車内への掲示、撤去は担当課職員が行います。）
- ⑤掲示期間終了後、一週間以内に、掲示物を保育園に返却いたします。

注意事項

- ・展示を希望される期間が重複する場合には、担当課で調整をさせていただく場合があります。
- ・車内側面に設置されている掲示スペース（B3サイズ 7箇所）を使って展示するため、展示数が多い場合は、おおむね1週間ごとに展示物を入れ替えて展示します。
- ・掲示できる作品の大きさはA4サイズからB3サイズを基本とし、サイズによっては展示できなかったり、セロハンテープ等を用いたりする場合があります。
- ・不特定多数のバス利用者が作品を観覧することになるため、児童名等の表記は苗字を掲載しないなど、配慮をお願いいたします。
- ・バスの揺れ等により、作品が落下し、破損や汚れる可能性があることをご承知おきください。

その他

- ・保護者への周知は、担当課からの掲示可否及び期間の決定連絡後をお願いいたします。
- ・お気づきの点やご不明な点がございましたら、お気軽に下記担当までお申し付けください。

事務担当は、企画政策課企画調整班（役場2階） 大木・松崎

電話 0463-71-3312

メールアドレス kikaku@town.ninomiya.kanagawa.jp



便利で身近なコミュニティバス

にの♡バスに乗ろう!

路線バスを補完するため、町のコミュニティバス「にの♡バス」が町内を循環して運行しています。駅や公共施設への移動や買い物に利用できるルートになっていますので、移動手段の一つとして、「にの♡バス」をぜひご利用ください。

夏休み期間 小・中学生 運賃無料

7/22(火)～8/29(金)の夏休み期間中は、「にの♡バス」の小中学生運賃が無料になります!

※乗車の際は必ず整理券を取り、降車時に運賃箱へ入れてください。
※降車の際は運転士に小・中学生であることを伝えてください。
(土・日・祝は運休)

運賃

大人
200円

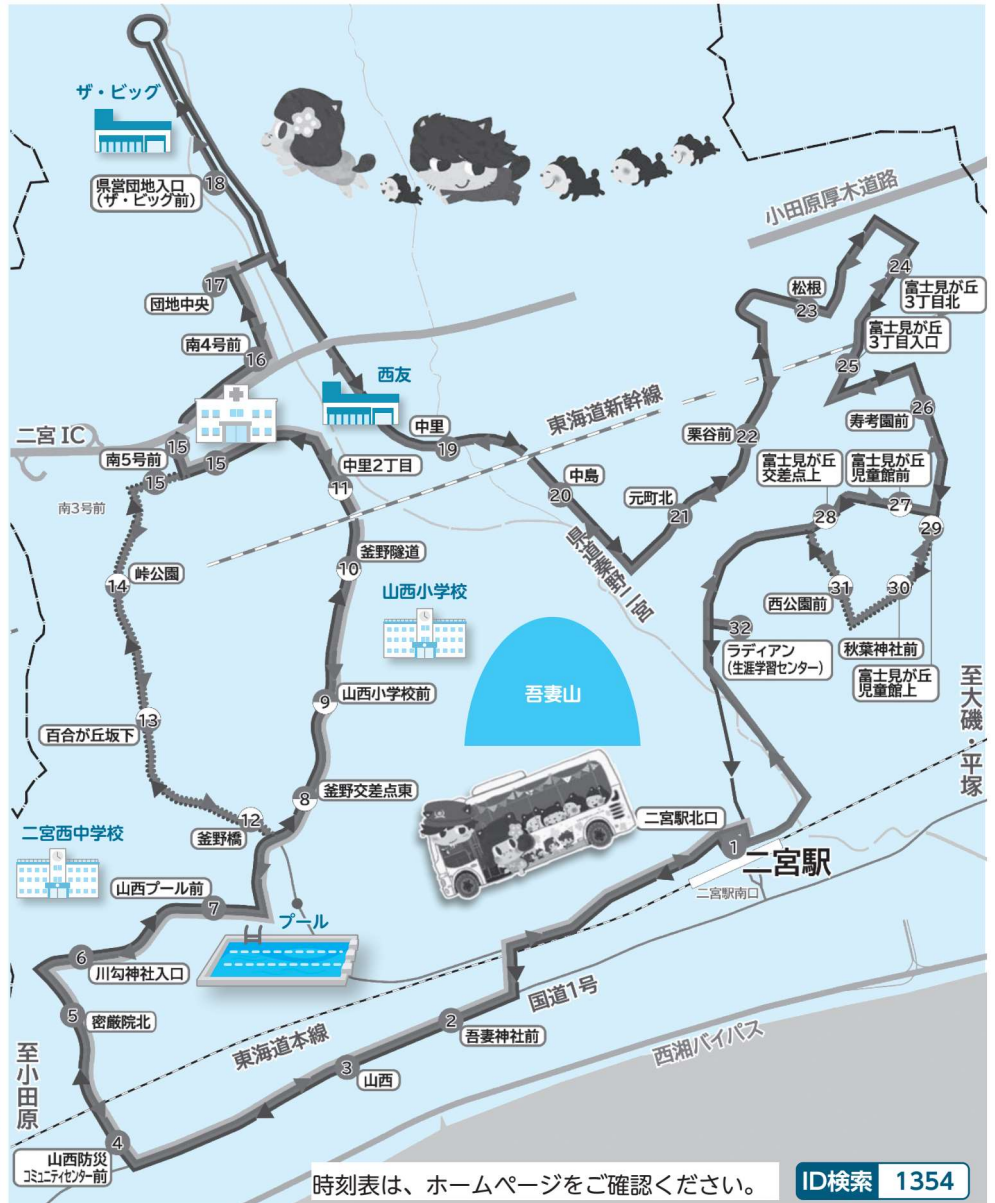
子ども
(中学生以下)

100円

※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳の交付を受けている方と介護者は半額

未就学児
無料

平日のみ運行



時刻表は、ホームページをご確認ください。

ID検索 1354

地域を支えるバス運転手になりませんか

乗務員の休憩時間や拘束時間の上限規制（いわゆる2024年問題）や、運転手の高齢化・なり手不足に伴い、地域のバス運行は大きな課題を抱えています。

住民の通勤・通学、買い物など日々の暮らしを支え続けるためには、安定した運転手の確保が欠かせません。

地域の暮らしを守るために、あなたの力が必要です。地域公共交通の担い手として、一緒に未来を動かしませんか？

興味をお持ちの方は、バス事業者のホームページで詳細をご確認ください。

QR

神奈中バス
ホームページ

☎ 企画政策課企画調整班(71-3312)

「**にの♡バス**」

小・中学生運賃**無料**

7月22日(火)～8月29日(金)

※ 土日祝日は運休

ラディアン、山西プール、
駅への移動に便利！



対象者

小学生・中学生（未就学児も無料です）

※通常は100円(未就学児は無料)

利用方法

- 👉 乗車時に整理券を必ずお取りください。
- 👉 **降車時は運転士に小中学生であることを伝え、整理券を運賃箱に入れてから降りてください。**



👉 ルートや時刻表など、バスの詳細は町HPをご覧ください



©東京ハイジ／二宮町

<お問合せ先>

ダイヤ・運賃等について：二宮町都市整備課
コミュニティバス事業：二宮町企画政策課

0463 (71) 5956
0463 (71) 3312

にの♥バスの臨時運行について

1. 事業の目的

① 更なる周知と利用促進のため

…多くの来場者が見込まれる町制施行90周年記念イベントやふるさとまつりの開催日に合わせて運行することで、転入して日の浅い世帯や、これまで利用していなかった層への周知を図り、更なる利用促進に繋げる。

② 町内からのアクセス確保と会場駐車場や周辺道路の混雑緩和のため

…にの♥バスには「ラディアン」バス停があるため、にの♥バスを活用し、実施会場であるラディアンまで公共交通でのアクセスを可能とし、会場駐車場や周辺道路の混雑緩和を図る。

2. 当日の内容

【開催日(臨時運行日)】

令和7年11月3日(月祝) 町制施行90周年記念イベント

令和7年11月16日(日) 湘南にのみやふるさとまつり

【運行体系】

平日と同様の運行ダイヤを適用

【周知方法】

○「広報にのみや」等で各イベントの案内をする際に併せて周知する。

○町ホームページにて、案内ページを作成する。

3. 今後のスケジュール

6月 令和7年度第1回地域公共交通活性化協議会で臨時運行の実施概要を報告

7~10月 道路管理者との調整

広報の実施(広報紙、LINE、イベントのチラシ、車内でのチラシ掲示等)

11月 臨時運行の実施

コミュニティバス(臨時運行)を利用した会場へのアクセス例

別紙

パターン①…1便→4便コース(滞在時間約2時間15分、開始直後に到着→昼前に帰り)

1便 (行き)	8:51	→	9:00	→	9:14	→	9:16	→	9:20
	川勾神社入口		団地中央		富士見が丘 3丁目北		寿考園前		ラディアン
4便 (帰り)	12:07	←	12:00	←	11:46	←	11:44	←	11:38
	川勾神社入口		団地中央		富士見が丘 3丁目北		寿考園前		ラディアン

パターン②…3便→6便コース(滞在時間約3時間15分、午前遅くに到着→昼を挟んで終了間際に帰り)

3便 (行き)	10:51	→	11:00	→	11:14	→	11:16	→	11:20
	川勾神社入口		団地中央		富士見が丘 3丁目北		寿考園前		ラディアン
6便 (帰り)	15:07	←	15:00	←	14:46	←	14:44	←	14:38
	川勾神社入口		団地中央		富士見が丘 3丁目北		寿考園前		ラディアン

1) 歳入

(単位：円)

款項目	当初予算額	補正額	決算額	増減	説明
1 補助金	0	0	0	0	
1 補助金	0	0	0	0	
1 補助金	0	0	0	0	
2 負担金	90,000	△ 6,555	83,445	0	
1 負担金	90,000	△ 6,555	83,445	0	二宮町より
1 負担金	90,000	△ 6,555	83,445	0	委員出席報償費の減額に伴い減額
3 繰越金	666	0	666	0	
1 繰越金	666	0	666	0	
1 繰越金	666	0	666	0	前年度繰越金
4 雑収入	334	△ 330	25	21	
1 雑収入	334	△ 330	25	21	
1 雑収入	334	△ 330	25	21	
合計	91,000	△ 6,885	84,136	21	

2) 歳出

(単位：円)

款項目	当初予算額	補正額	決算額	不用額	説明
1 運営費	90,000	△ 6,555	83,445	0	委員会出席報償費
1 事務費	90,000	△ 6,555	83,445	0	会議3回開催
1 事務費	90,000	△ 12,000	78,000	0	委員出席報償費の減額に伴い減額
2 手数料	0	5,445	5,445	0	支払い手数料の発生による増額
2 事業費	0	0	0	0	
1 事業費	0	0	0	0	
1 事業費	0	0	0	0	
3 予備費	1,000	△ 330	0	670	
1 予備費	1,000	△ 330	0	670	
1 予備費	1,000	△ 330	0	670	
合計	91,000	△ 6,885	83,445	670	

歳入合計84,136円-歳出合計83,445円=差引残額691円は、次年度へ繰り越します。

会計監査報告書

二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱第6条第3項の規定により、令和6年度歳入歳出決算について監査をした結果、適正なものと認めます。

令和7年 7月30日

二宮町地域公共交通活性化協議会

監事 二宮町地区長連絡協議会

岩間 靖典

会計監査報告書

二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱第6条第3項の規定により、令和6年度歳入歳出決算について監査をした結果、適正なものと認めます。

令和7年 5月 7日

二宮町地域公共交通活性化協議会

監事 神奈川県県土整備局 都市部 交通政策課

廣野 脩一

1) 歳入

(単位：円)

款項目	令和7年度 予算額	令和6年度 予算額	比較増減	説明
1 補助金	2,366,000	0	2,366,000	
1 補助金	2,366,000	0	2,366,000	
1 補助金	2,366,000	0	2,366,000	国庫補助金
2 負担金	1,000	90,000	△ 89,000	補助金支払いのための振込手数料
1 負担金	1,000	90,000	△ 89,000	を計上。委員報酬を町会計から
1 負担金	1,000	90,000	△ 89,000	支出することとしたため、減額。
3 繰越金	691	666	25	
1 繰越金	691	666	25	
1 繰越金	691	666	25	前年度繰越金
4 雑収入	309	334	△ 25	
1 雑収入	309	334	△ 25	
1 雑収入	309	334	△ 25	利子等
合計	2,368,000	91,000	2,277,000	

2) 歳出

(単位：円)

款項目	令和7年度 予算額	令和6年度 予算額	比較増減	説明
1 運営費	1,000	90,000	△ 89,000	委員報酬を町会計から支出す
1 事務費	1,000	90,000	△ 89,000	ることとしたため、減額。
1 事務費	1,000	90,000	△ 89,000	
2 事業費	0	0	0	
1 事業費	0	0	0	
1 事業費	0	0	0	
3 補助金	2,366,000	0	2,366,000	
1 補助金	2,366,000	0	2,366,000	
1 補助金	2,366,000	0	2,366,000	運行事業者への補助金
4 予備費	1,000	1,000	0	
1 予備費	1,000	1,000	0	
1 予備費	1,000	1,000	0	
合計	2,368,000	91,000	2,277,000	

デマンドタクシーの休止期間延長に係る証明書について

道路運送法に基づく協議が調っていることの証明書

二宮町地域公共交通活性化協議会において、令和7年6月23日に、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域
 - ・別紙のとおり
2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間
 - ・別紙のとおり
3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
 - ・別紙のとおり
4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合にはその条件
 - ・平成29年9月30日（土）をもって休止とする。
期間：平成29年10月1日（日）から平成30年9月30日（日）
 - ・休止期間を延長する。
期間：平成30年10月1日（月）から令和元年9月30日（月）
期間：令和元年10月1日（火）から令和2年9月30日（水）
期間：令和2年10月1日（木）から令和3年9月30日（木）
期間：令和3年10月1日（金）から令和4年9月30日（金）
期間：令和4年10月1日（土）から令和5年9月30日（土）
期間：令和5年10月1日（日）から令和6年9月30日（月）
期間：令和6年10月1日（火）から令和7年9月30日（火）
期間：令和7年10月1日（水）から令和8年9月30日（水）

令和7年6月23日

二宮町地域公共交通活性化協議会
会 長 梶 田 佳 孝

デマンドタクシーの運行の休止について（案）

① 運行区域及び乗降場所

- ・変更なし

② 運賃

- ・利用者運賃（1回乗車する時に1人が支払う額）400円
※ただし、1回の予約で複数人の乗車が申し込まれた場合は、2人乗車 300円
3人乗車 250円 4人乗車 200円とする。※未就学児は無料

追加項目①（往復利用割引）

- ・往復運賃（往路・復路合わせて2回乗車する時に1人が支払う額）700円
※ただし、1回の予約で複数人の乗車が申し込まれた場合は、2人乗車 500円
3人乗車 400円 4人乗車 300円

期間については平成27年11月1日～平成27年12月31日までの2か月間

追加項目②（乗合利用促進キャンペーン）

- ・1回の予約で複数人の乗車が申し込まれた場合は、2人乗車 250円
3人乗車 200円 4人乗車 150円

期間については平成27年11月1日～平成27年12月31日までの2か月間

③ 運行委託事業者

- ・委託事業者 神奈中タクシー（株）

※運行事業費（1運行にかかる委託経費）

- ・ A地区（二宮駅・二宮町役場/町民センター・生涯学習センター） 1,230円
- ・ B地区（西友二宮店・マックスバリュ・町民温水プール） 1,650円

④ 運行時刻（出発時間）

9時（30）、10時（00/30）、11時（00/30）、12時（00/30）、13時（00/30）
14時（00/30）、15時（00/30）、16時（00/30）、17時（00） ※平日の運行
追加項目③（土日祝日運行）

期間については平成27年11月1日～平成27年12月31日までの2か月間

⑤利用者の登録方法

- ・利用者は事前に利用登録を行う。(平成 27 年 10 月 1 日より開始)

⑥乗車する際の予約方法

- ・電話での予約(予約センターへ連絡をする。)
- ・登録者のみ利用可能。
- ・予約受付は乗車の前日まで、又は、乗車当日の 9 時から 16 時 30 分までとし、利用時刻の 30 分前までに予約をする。※ 9 時 30 分発は前日までの予約とする。

⑦運行概要

(1) 旅客自動車運送事業の種類、態様

一般乗合旅客自動車運送事業(区域運行)

(2) 使用する車両

- ・セダンタイプ(乗車定員: 5 名)
- ・使用台数 27 台(※一般乗用旅客自動車運送事業と併用して使用する。運行時はデマンドタクシーのステッカーを車両に貼る。)
- ・乗車定員 11 人未満の車両を使用する必要性
運行対象地域は、道路幅員が狭く、また丘陵地であるため、中型及び大型車両で運行することは困難であるため。

⑧運行開始を予定する日(道路運送法第 4 条を変更する日)

平成 29 年 9 月 30 日(土)をもって休止とする

(平成 29 年 10 月 1 日(日)から平成 30 年 9 月 30 日(日))

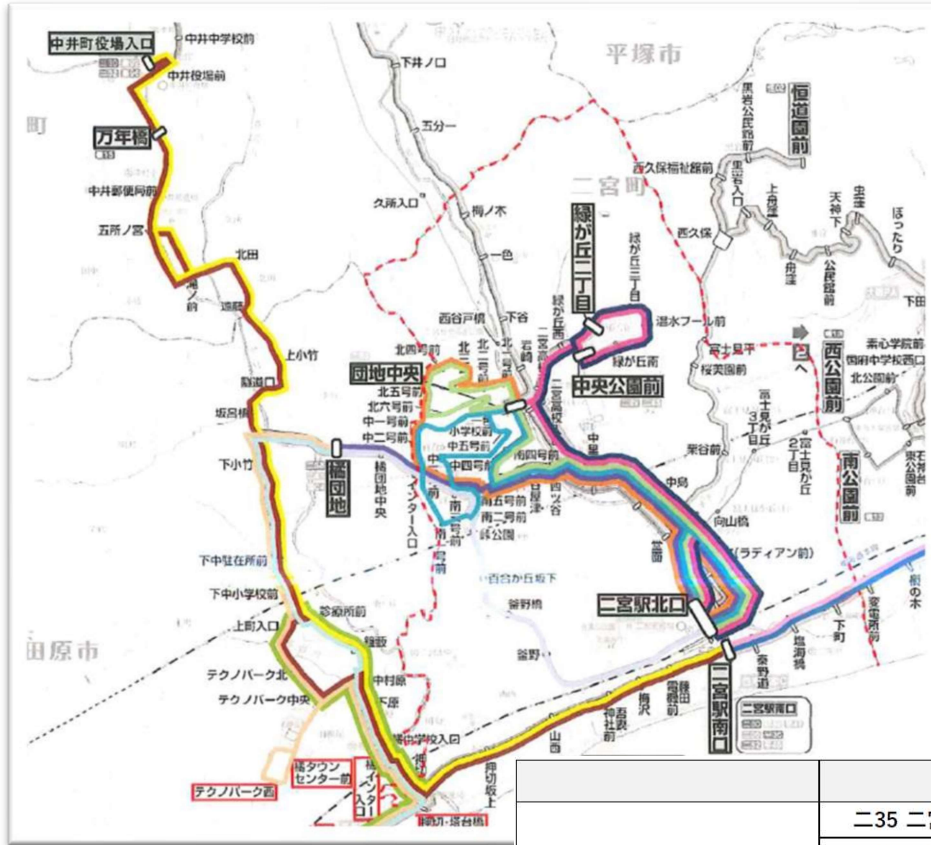
休止する期間の延長

- ・平成 30 年 10 月 1 日(月)から令和元年 9 月 30 日(月)
- ・令和元年 10 月 1 日(火)から令和 2 年 9 月 30 日(水)
- ・令和 2 年 10 月 1 日(木)から令和 3 年 9 月 30 日(木)
- ・令和 3 年 10 月 1 日(金)から令和 4 年 9 月 30 日(金)
- ・令和 4 年 10 月 1 日(土)から令和 5 年 9 月 30 日(土)
- ・令和 5 年 10 月 1 日(日)から令和 6 年 9 月 30 日(月)
- ・令和 6 年 10 月 1 日(火)から令和 7 年 9 月 30 日(火)
- ・令和 7 年 10 月 1 日(水)から令和 8 年 9 月 30 日(水)

町内地域公共交通の今後のあり方について

1 検討の経緯

昨年5月29日に神奈川中央交通より、運転士不足等を理由として、本町を運行するバス路線を対象に、地域需要に即した持続可能なモビリティサービスのあり方の協議・検討の申し入れがあった。



	系統
二宮駅～百合が丘	二35 二宮駅北口～団地北循環～二宮駅北口
	二33 二宮駅北口～外回り～団地中央
	二36 二宮駅北口～南循環～二宮駅北口
	二34 二宮駅北口～団地中央・緑ヶ丘～二宮駅北口
二宮駅～緑が丘	二39 中央公園前～団地中央～二宮駅北口
	二37 二宮駅北口～湘南緑ヶ丘～二宮駅北口
	二43 中央公園前～湘南緑ヶ丘～二宮駅北口
	二44 二宮駅北口～緑ヶ丘～緑ヶ丘二丁目
二宮駅～二宮高校前	二45 二宮駅北口～二宮高校前～緑ヶ丘二丁目
	二38 二宮駅北口～堂面～橘団地
二宮駅～橘・中井町役場	二41 二宮駅北口～釜野～橘団地
	二30 二宮駅南口～押切～中井役場入口
二宮駅～松岩寺	二32 二宮駅南口～テクパーク～中井役場入口
	国05 国府津駅～橘タウンセンター～橘団地
二宮駅～山下・平塚駅	国04 国府津駅～押切～橘団地
	国06 国府津駅～テクパーク～国府津駅
二宮駅～松岩寺	二05 二宮駅南口～生沢～松岩寺
二宮駅～山下・平塚駅	平36 二宮駅南口～山下～平塚駅北口

2 今後について

神奈川中央交通の申し入れを踏まえ、地域の移動手段が確保できるよう、路線の存続を最優先事項として協議するとともに、新たな交通モードへの転換や地域需要に即した町内全域の路線バス再編等の協議を進める。